

全労協fax情報

NO.1671

2014年11月10日(月)  
全労協事務局発行  
TEL 03-5403-1650

**非正規労働者の権利拡大、均等待遇を！**

**二つの労契法20条裁判、支援の輪を拡大しよう！**

**労働者派遣法改悪案を葬り去ろう！**

☆がんばれ メトロレディー！非正規大集会

(11月22日(土) 14:00～ 田町交通ビル)

☆労契法20条裁判を闘う郵政原告団を支える会結成総会

(11月30日(日) 13:30～ 農水省共済組合南青山会館)

いま、国会では労働者派遣法改悪案を巡る攻防が緊迫した状況を迎えている。11月7日、政府・与党は厚生労働委員会の審議を野党の厳しい追及にもかかわらず単独で開催し、今週中(12日 or 14日?)にも強行採決を行おうとしている。私たちは総力を挙げた闘いによって廃案にさせなければならない。

ところで、派遣労働者をはじめとして非正規労働者はいつ首になるか分からない雇用不安の状況に留め置かれ、団結権も実質的に奪われている。同時に、雇用形態や身分によって同じ労働にも関わらず、差別待遇を強いられている。こうした現状を是正させることが大変重要である。均等待遇こそすべての労働に対する対価として求められるものでなければならないのである。

2014年4月から施行された労働契約法は20条で「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を初めて明文化した。労働基準法でも差別禁止が規定されているものの、様々な理由を付けて非正規労働者の処遇を低く設定し、ワーキングプアと云われる状態を続けてきた。20条は少なくとも雇用期間を区切ったことを理由とする差別を禁止したのである。メトロコマースや、郵政現場で働く非正規労働者は正社員(無期雇用)と違うことを理由に、基本給や慶弔、年末年始などの諸手当の支給対象から排除され、賃金や福利厚生について大きな格差が存在し続けてきたのである。日本社会ではこうした事例はほぼすべての職場に共通するものである。メトロコマース組合員、郵政ユニオンの非正規労働者の決起をしっかりと受けとめ、裁判闘争の更なる拡大を進めていこう。上記、非正規労働者集会に結集し、闘いを激励していこう。派遣法改悪阻止の闘いと連動させ、非正規労働者の均等待遇実現を全力で勝ち取ろう！

みんな集まれ声をあげよう

働いても働いても給料は  
上がらない  
働いても働いてもボーナスは  
変りがない  
働いても働いても  
退職金は1円も出ない

同じ職場で  
同じ仕事をしているのに

非正規だからって  
18年間安い賃金で  
働かされてきたんだ  
差別されてきたんだ

こんな理不尽  
許しちゃいけない

**がんばれ  
メトロレディー！  
非正規大集会**



映画「メトロレディーブルース」  
パートI・II一挙上映+  
メトロレディーぶっちゃけ本音トーク  
11月22日(土) 14:00~17:00 (開場13:30) 田町交通ビル6Fホール | 参加費無料

